

使用済家電のフロー推計について

フロー推計の対応について

■ フロー推計に当たっては、過去のとりまとめ・ご指摘を踏まえて対応

● 審議会におけるとりまとめと主なご指摘

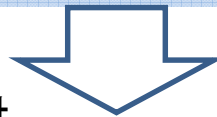
(1) 審議会におけるとりまとめ

・・・国は、これらの施策の進捗と効果を把握するため、関係者の協力を得つつ、小売業者による引取り・引渡し状況や家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理状況などの排出家電のフローや家電不法投棄の状況について引き続き情報の把握に努める必要がある。

【家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)から抜粋】

(2) 前回審議会でのご指摘

・退蔵品からのフローの調査の必要性



● さらなるフロー推計の精緻化の検討

(1) 退蔵品からのフローを調査

・アンケート調査により、退蔵品からの排出先を把握

退蔵: ①「壊れており、1年以上使用されていない」

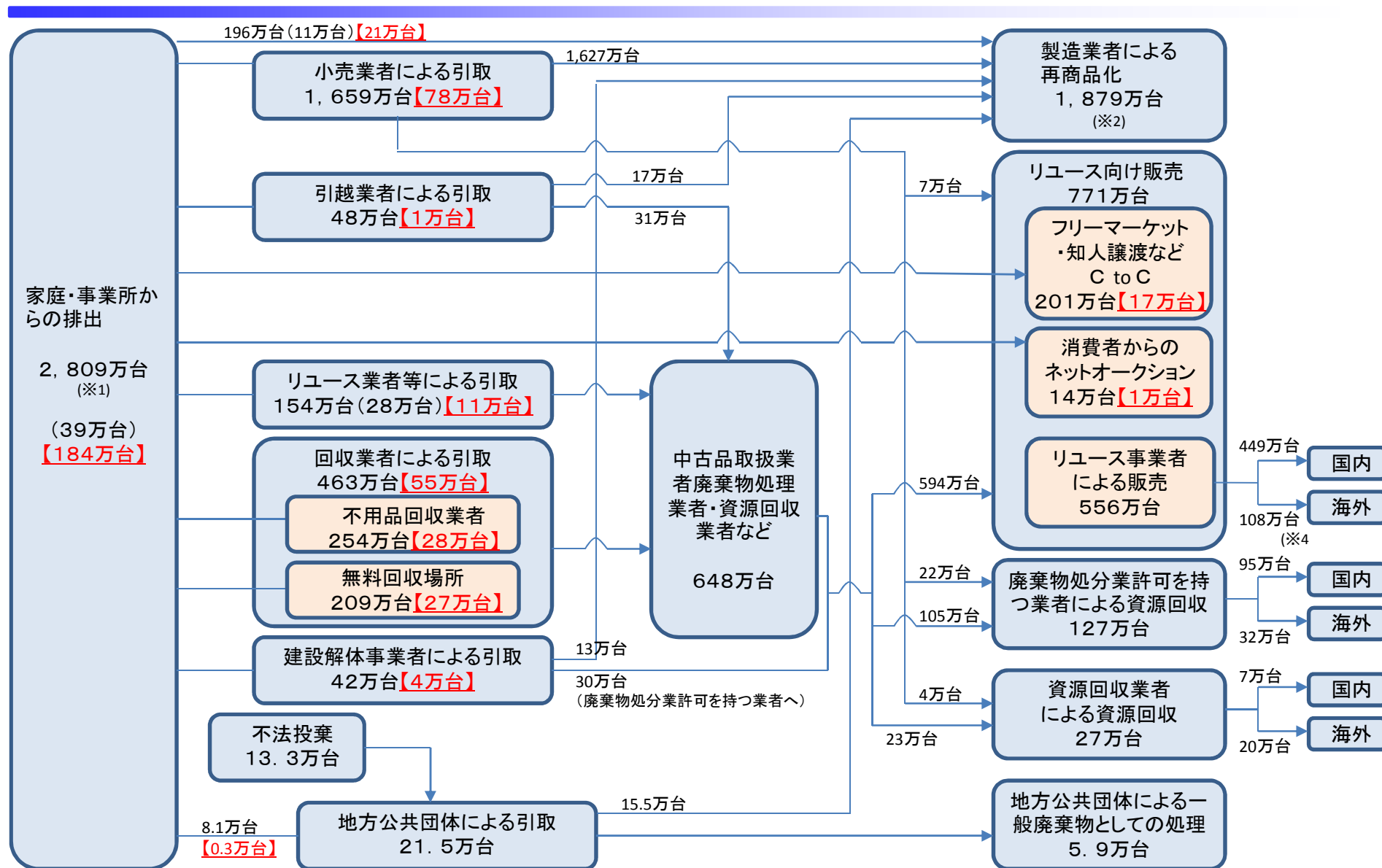
又は

②「壊れてはいないが、使用に適していないと思われる場所に置かれており、1年以上使用されていない」

(2) フリーマーケット・知人譲渡、ネットオークション、不用品回収業者等への排出を調査

・アンケート調査により、フリーマーケット・知人譲渡、ネットオークション、不用品回収業者等による排出を把握し、リユース向け販売に追加

フロー推計(4品目合計)



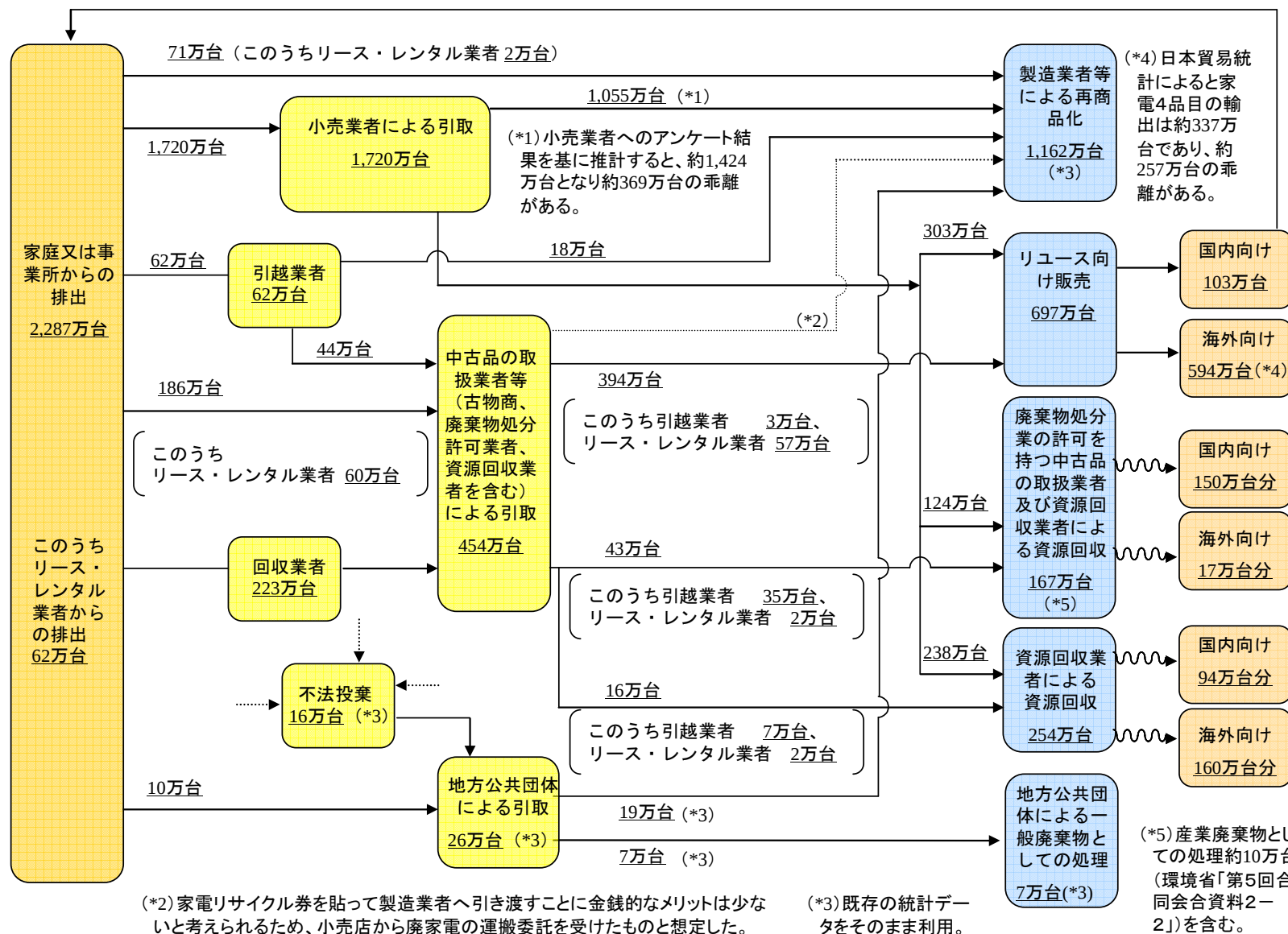
(※1) 製造業者等に引き渡される「小売業者」、「引越業者」の比率から全体の排出を推計。

(※2) 「平成21年度版家電リサイクル年次報告書」(家電製品協会平成22年7月)より。

(※3) ()内数字はリース・レンタル業者由来のもので内数、【 】内数字は退蔵品由来のもので内数。

(※4) 日本貿易統計によると家電4品目の輸出は約250万台であり、142万台の乖離がある。

(参考1) 合同会合報告書に記載したフロー推計結果(4品目合計)



出典: 家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成20年2月)

(産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ
中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合)

(参考2)平成20年度に経済産業省が行ったフロー推計結果(4品目合計)

